

令和7年4月11日14時00分

近 畿 地 方 整 備 局

有資格業者の指名停止措置について

近畿地方整備局は、有資格業者に対し、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」に基づく指名停止措置を行いました。

1. 指名停止業者及び措置の内容

(株)青山組

期間:令和7年4月11日から令和7年7月10日まで(3ヶ月)

範囲:近畿地方整備局管内

2. 指名停止措置の理由

(株)青山組から履行不能届が提出され契約解除に至ったことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第15号(不正又は不誠実な行為)及び「地方整備局(港湾空港関係)所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第15号(不正又は不誠実な行為)に該当するため。

<取扱い>

<配布場所>

近畿建設記者クラブ、大手前記者クラブ、
神戸海運記者クラブ、神戸民放記者クラブ、みなと記者クラブ

<問合せ先>

国土交通省近畿地方整備局

総務部契約課 TEL 06-6941-8461

契 約 課 長 やなぎはら ひろあき 柳 原 宏明 (内線 2511)

建 設 専 門 官 はやかわ たかし 早 川 健 (内線 2512)

総務部経理調達課 TEL 078-391-7576

経 理 調 達 課 長 かとう ひであき 加 藤 英明 (内線 6310)

経理調達課長補佐 たけだ ともみ 武 田 知美 (内線 6313)

令和7年4月11日

近畿地方整備局

株式会社青山組に対する指名停止措置について

1. 案件の概要

株式会社青山組(以下、受注者)は、令和6年11月6日付けで滋賀国道事務所発注の「国道8号鳥居本地区他歩道整備他工事」の契約を締結したが、受注者より工事の施工体制の確保が出来なかったとの理由で、令和7年2月6日付けで履行不能届が提出された。
滋賀国道事務所は、令和7年2月12日付けで本件契約の解除通知を行ったものである。

2. 指名停止措置理由

株式会社青山組から履行不能届が提出され契約解除に至ったことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第15号(不正又は不誠実な行為)及び「地方整備局(港湾空港関係)所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第15号(不正又は不誠実な行為)に該当するため。
従って、本件については、指名停止3ヶ月を適用する。

3. 指名停止措置の内容

指名停止業者：株式会社青山組

奈良県生駒郡斑鳩町法隆寺北1-14-15

代表取締役 青山 雄之

指名停止措置の範囲：近畿地方整備局管内

指名停止期間：令和7年4月11日から令和7年7月10日まで(3ヶ月)

<工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第2>

(不正又は不誠実な行為)

15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。